

進センターで応じている。

都道府県警察では、暴力団員による暴力的要求行為の相手方や暴力団員による犯罪の被害者等について、本人からの申出に基づき、被害の回復などのための助言や交渉場所の提供などの援助を行っている。

都道府県のセンターでは、暴力団による被害の相談活動のほか、民事訴訟費用の無利子貸付も行っている。

- ・ 都道府県警察の被害相談窓口  
(<http://www.npa.go.jp/higaisya/shien/prf/index.htm>)
- ・ 都道府県暴力追放運動推進センター  
(<http://www1a.biglobe.ne.jp/boutsui/category/center/index.html#itiran>)

## (7) 海外における犯罪被害

### ○ 海外における被害に関する相談

海外での相談は在外公館が応じている。相談を受けた在外公館では、現地警察への

届出に関する助言や弁護士・通訳者のリスト、医療機関に関する情報提供のほか、本人による連絡ができない場合に家族との連絡の支援や緊急移送に関する助言、死亡者の身元確認に関する支援などを行っている。

帰国時及び帰国後の支援に関する相談については、最寄りの警察署や都道府県警察の被害相談窓口が応じている。警察では、外務省と連携し、海外における邦人の犯罪被害に関する情報の収集に努めるとともに、関係機関・団体と連携し、帰国する犯罪被害者や日本国内の遺族等に対し、国内での支援に関する各種情報の提供や帰国時の空港等における支援などを行っている。

- ・ 在外公館 (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/zaigai/list/>)
- ・ 最寄りの警察署
- ・ 都道府県警察の被害相談窓口  
(<http://www.npa.go.jp/higaisya/shien/prf/index.htm>)

## 2 安全に関する不安

ここでは、再被害を受けることなど、犯罪被害者等が安全に関する不安を覚えた際の相談先として主なものを紹介する。

### (1) 再被害防止

#### ○ パトロールの強化等に関する相談

住所地を管轄する警察署で応じている。

被害者等に対する防犯指導など必要な助言、状況に応じて自宅や勤務先における身辺警戒やパトロール等の強化、緊急通報装置の貸出しなど、被害者の不安を解消し、また、危害を未然防止するための種々の対策を講じている。

- ・ 住所地を管轄する警察署

### (2) 被害者等の情報の保護

#### ○ 住民基本台帳の閲覧等の制限

配偶者からの暴力、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者は、各市区町村の住民基本台帳担当課に対し、加害者等への住民基本台帳の一部の写しの閲覧や住民票の写しの交付等について、制限を設ける旨の支援措置の申出を行うことができる。申出に基づく支援措置の必要性については、警察、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所等の意見を聴くことなどにより、各市区町村の住民基本台帳担当課が確認する。

- ・ 市区町村住民基本台帳担当課

## ○ 取材対応に関する相談

事件を担当する警察署，日本司法支援センターが応じている。

マスコミからの取材要請や通夜・告別式等での取材に対する対応について，警察や弁護士等を通じて申入れをすることができる。

- ・事件を担当する警察署
- ・日本司法支援センター地方事務所（全国各都道府県50か所）  
(<http://www.houterasu.or.jp/chihoujimusho/>)
- ・日本司法支援センターサポートダイヤル  
(0570-078374「おなやみなし」)
- ・日本司法支援センター犯罪被害者支援ダイヤル (0570-079714「なくことないよ」)

## コラム⑤

支援の現場から③（平成25年度中における地方公共団体職員  
の犯罪被害者等支援取組例の紹介）

C市では，殺人・死体遺棄事件の遺族に対する支援を行った。

総合的対応窓口が，警察本部被害者支援担当課から，斎場におけるマスコミの取材制限を行うことの要請を受けた。

同要請は，被害者の遺族が「火葬に際し，マスコミの取材を受けたくない」と警察に相談したことによるもので，要請を受けた同窓口は，斎場に立て看板の設置や駐車場等への職員配置を行った。

火葬当日は，マスコミからの取材等はなく，遺族の心情に配慮した対応が出来た。

## 3 心身の問題

犯罪被害者等は，当該犯罪行為等そのものから直接に心身に被害を負う場合のみならず，その後，適切な治療等を受けられなかった，又は周囲の配慮に欠ける対応等から，症状を悪化させたり，二次的な被害としての精神的苦痛を負う場合が少なくない。

ここでは，犯罪被害者等の心身の問題解決に資するものとして，主な相談先を紹介する。

## (1) 医療機関に関する情報

## ○ 診療科目，提供する医療の内容等に関する情報

都道府県がインターネットなどで公表している医療情報ネット（医療法に基づく医療機能情報提供制度）から，医療機関の診療科目，医師や看護師数などの基本的な情報，提供する医療の内容に関する情報，医療連

携や医療安全に関する情報を入手できる。

- ・医療情報ネット ([http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/iryuu/teikyouseido/index.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/teikyouseido/index.html))

## (2) 保健サービス一般

## ○ 身体的・精神的な健康に関する不安・不調についての相談

保健所（地域保健法に基づき都道府県，政令指定都市，中核市及び特別区等が設置），市町村保健センター（地域保健法に基づき市区町村が任意に設置）が相談に応じており，必要に応じて適切な医療機関の紹介を行っている。

- ・保健所 ([http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/kenkou/hokenjo/](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/hokenjo/))